

(別紙) 「平成26年度 第1回加東市防災会議」 会議の経過

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議 事

(1) 加東市地域防災計画修正案（震災対策編・風水害対策編）について

発言者	説明内容・発言内容等
事務局	当該計画修正案について、修正内容の概要説明及び新旧対照表を用いた詳細説明
委員	<p>震災対策編の8ページの第2の災害時要援護者支援体制の確保というところで、右側に書いてある災害対策基本法の改正内容を見ると、まず市が要支援者について名簿をつくり、実際に災害があったときに誰がそれを支援するかを決めておき、事前に警察署等に配付するのは本人の同意を得たものに関する名簿情報を提供する。それから手元には全ての情報があるけど、警察等に提出するのは同意を得た人の名簿のみとなっています。</p> <p>しかしながら、災害が起きたときにその生命を守るためには同意があろうとなかろうと全て提供し、そして救い出すというのがこの基本法の改正ですが、新旧対照表では、本人の同意を得た上で提出するというところまでで終わっていて、実際に震災が起きたときに、同意を得ていない人たちには手が出せないこととなります。</p> <p>この改正案では、同意を得ている人に対しては渡す、それ以外に関しては関知しないというふうな改正の文書に読み取れますので、そこ辺りが、国が示している改正の内容といささか異なるように感じましたので質問させていただきます。</p>
事務局	<p>同意を得た者の情報というのは、要援護者台帳というものになります。それを別だてて、私は個人情報を提供してもいいという方につきましては、台帳化したものを自主防災組織や自治会のほうに提供して一緒に支援を図っていくという中身になっております。</p> <p>委員が御質問されました名簿のほうにつきましては、本人の同意があろうとなかろうと、全て援護の対象となる方については冊子とか簿冊にして整理をしております。これをどうやって提供するかということでございますけれども、通常は個人情報の関係もございまして提供はできませんけれども、加東市の情報公開に関する条例の中で、市民の生命、財産に危機が迫ったときにおいてはこれの限りではないという条項がございまして、ですので、震災の発生、あるいは風水害の発生で、要援護者の方の生命に危機が迫った場合はこれを読み取りまして、また、この運用はしておりませんが、名簿を一定の封筒とかに封をしまして金庫で保管しておいて、こういった状況が発生した場合にはそれを開封して、所管の警察署あるいは消防署、そういったところに提供していく運用を今考えておるところです。</p>
委員	わかりました。ありがとうございます。

(2) 加東市水防計画修正案について

発言者	説明内容・発言内容等
事務局	当該計画修正原案について、修正内容の概要説明及び新旧対照表を用いての詳細説明
委員	特に意見・提案等なし

(3) その他

発言者	説明内容・発言内容等
事務局	加東市総合防災訓練の概要説明
委員	特に意見・提案等なし

4 閉 会